【参考資料】 JICA環境社会配慮ガイドライン(2004年4月) に関するよくある質問集

	質問	回答
	なぜ JICA は環境社会配慮	 開発援助は一時的な対応で終らせてしまうものでは
	を行うのですか?	なく、持続的なものでなくてはならないと認識してお
	211 707 6 9 18. 1	り、環境社会配慮は、開発の持続性を確保するために
		必要と考えています。例えば、環境社会配慮が十分に
1		行われなかった場合、開発そのものの基盤が損なわれ、
		開発が持続できなくなることも想定されます。開発と
		自然環境、住民生活等とのバランスを考え、開発が持
		続可能となるよう配慮が必要です。
	既存の環境配慮ガイドライ	1990 年から「環境配慮ガイドライン」を導入し、開
	ンとの違いは何ですか?	発調査の事前調査実施に当たってスクリーニングとス
		コーピングを行ってきました。新ガイドラインは、環
		境社会配慮の基本方針や情報公開とステークホルダー
2		との協議を規定しました。また、ガイドラインの対象
		範囲を開発調査、無償資金協力のための事前の調査、
		技術協力プロジェクト全体に拡大するとともに、遵守
		を確保することを定めました。
	国際協力銀行の環境社会配	JBIC が融資等を行う実施機関であるのに対し、JICA
	慮ガイドラインとの違いは	は技術協力を行う実施機関です。JICA では、技術協力
	何ですか?	の一環として様々な調査も実施しており、本ガイドラ
		インは、JBIC が担当する事業の実施段階よりも上流の
		計画作成部分をカバーしています。JBIC のガイドライ
3		ンが途上国の作成する環境影響評価報告書等の確認を
		行うためのものであるのに比べて、JICA の本ガイドラ
		インは相手国が行う環境影響評価等の環境社会配慮を
		支援するものです。両機関の役割は異なりますが、JICA
		が支援して作成された計画が JBIC の円借款に結びつ
		くことも想定し、JBIC のガイドラインの求める要件と
		の整合性を図っています。
4	JBIC ガイドラインと一本	ガイドラインは各組織の行動指針であり、独立した
4	化するのが望ましいので は。	ものとなりますが、JBIC との密接な連携を図るために、整合性を確保しています。
	国際機関などの環境配慮ガ	に、登台性を唯体しています。 環境社会配慮の手続きのフロー、ステークホルダー
5	国际機関などの環境配慮の イドラインとの整合性を確	- 環境社会能慮の手続きのフロー、スケーグホルター - との協議の回数、スクリーニング時のカテゴリ分類や
	イトラインとの空音性を確し 保しているのですか?	プログロ
	一座のでの、例のできない。	環境影音計画報音音の項目等に プいて、世歌やアクア 開発銀行等のガイドラインと整合性を図っています。
6	相手国政府との法律や規則	相手国の環境アセスメント等の法律や規則を適用す
	との調整が必要なのではな	ることが第一義です。ただし、ガイドラインと比べ不
	いですか?	十分な場合は、相手国政府の同意を得た上でガイドラ
		インを適用します。相手国の法律や規則を十分尊重し
		ます。

	100124-0-1-4710	0000 F 10 F 1.2 0000 F 0 F 1.11 - 1101 + m 1+
7	どのようなプロセスを通じ て改定されたのですか?	2002 年 12 月から 2003 年 9 月にかけて、JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会を 19 回開催し、2003 年 10 月に同委員会から提言をいただきました。その後、JICA はガイドライン案を作成し、2003 年 11 月から 2004 年 3 月にかけてJICA 環境社会配慮ガイドライン改定フォローアップ委員会を開催するとともに、2003 年 12 月から 2004 年 2 月にかけてパブリック・コメントの募集をホームページを通じて行いました。また、同期間に東京、大阪、名古屋等でパブリック・コンサルテーションを開催し、関心を有する方々と直接意見交換も行いました。以上を通じていただいたご意見をもとにガイドライン案を修正し、ガイドラインの改定を行いました。
8	新ガイドラインは、英語以外の言語に翻訳するのですか?	途上国の関係者に理解していただくため、スペイン語、フランス語及び中国語に翻訳しました。但し、日本語と日本語以外の言語とで解釈に疑義が生じた場合は、日本語版に基づき解釈を行います。
9	ステークホルダーの意味あ る参加とはどのようなもの ですか?	双方向のコミュニケーションがあって、ステークホ ルダーの意見が適切に計画に反映されることを意味し ています。
10	JICA が行っている協力には、環境社会配慮だけでなく、直接環境改善に貢献する協力もありますが、そのような支援は新ガイドラインのスコープに入っていないのですか?	直接、環境改善に貢献する事業であったとしても、 環境面や社会面で影響がある場合は、本ガイドライン の対象になります。
11	新ガイドラインに相手国は 対応できるのですか?	現在多くの途上国は環境アセスメントに関する法律やガイドラインを有しています。また、他のドナーも環境アセスメントの実施を要件としています。途上国は、新ガイドラインに対応可能であると判断していますが、必要に応じて、JICA は相手国が適切な環境社会配慮を実施できるよう、必要な支援を行います。
12	ステークホルダーの範囲に ついて、どのように考えて いるのですか?	「現地ステークホルダー」とは、事業の影響を受ける個人や団体(非正規居住者を含む)及び現地で活動している NGO をいい、プロジェクトサイトで開催されるステークホルダー協議に参加する方々を指します。また、「ステークホルダー」とは、現地ステークホルダーを含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体をいいます。
13	非正規居住者をステークホルダーとして含める必要があるのでしょうか?	協力事業の対象地に居住する住民は、非正規居住者であっても、対象地で生活または生計を立てている人々は、現地ステークホルダーに含めます。ただし、いわゆる「Professional Squatter」(補償を得ることのみを目的とする非正規居住者)については、相手国政府と協議の上その対応を検討する必要があると考えます。

	「参加するステークホルダ	協議を混乱させる目的で発言する方はおり、真摯な
1 4	一は真摯な発言を行う責任	発言を行う責任を持って行っていただきたいというの
	が求められる」とあります	が趣旨です。一方で、発言によって発言者に支障が生
	が、発言が抑制されること	じるという状況が想定される場合は、2.7 の社会環境
	になりませんか?	と人権への配慮に記載されている特別の配慮が必要と
		考えます。
	ステークホルダーが参加す	スコーピングの段階からステークホルダーが参加す
	る時点はどの時点ですか?	ることを想定しています。スクリーニング段階ではス
1 5	スクリーニングの段階での	 テークホルダーとの協議は行いませんが、カテゴリ分
	参加は想定していないので	類とその理由は情報公開します。
	すか?	AC CONTENION THAT AND ON YOU
	•	おまままないはおいまたによってはまました。
4.0	情報公開の基本方針は何で	相手国が主体的に情報公開を行うことを原則として
1 6	すか?	います。一方、JICA は自らも協力の主要な段階で情報
		公開します。
	なぜ「プロジェクトを実施	プロジェクトを実施しないことによる影響と実施す
	しない案」を代替案に含め	ることによる影響を比較するためです。プロジェクト
17	るのですか?	を実施しない案を代替案に含めることによりプロジェ
		クトの正当性をより明確に説明することが可能になり
		ます。
	<u> </u>	スタッ。 フォローアップの目的は、JICA が支援を行った環境
1.0		
1 8	は何ですか?	社会配慮調査の結果が相手国政府の事業実施の意思決
		定に反映されていることを確認することです。
	環境影響評価は、誰が主体	JICA は、相手国政府が環境影響評価を行うプロセス
1.0	となって行うのですか?	(スコーピング、予測、評価等)を支援しますが、環
1 9		境影響評価の主体者は相手国政府であり、相手国政府
		が環境影響評価に必要な法的措置を行います。
	環境影響評価書の作成まで	相手国政府の法律に基づく評価書の作成と環境影響
	JICA は支援を行うのです	評価の手続きは相手国政府が行います。JICA は必要に
2 0		応じて環境社会配慮調査を行い環境影響評価に必要な
	か?	
		資料の作成を支援します。
	戦略的環境アセスメントの	事業段階より上位の政策、プランやプログラムに関
	考え方を導入するとありま	与する場合や、マスタープラン等の全体的な開発計画
	すが、具体的にはどのよう	に対して協力を行う場合は、戦略的環境アセスメント
0.1	な取り組みを行うのです	の考え方を反映します。JICA は、IEE レベルで、プロ
2 1	か?	ジェクトを実施しない案を含む代替案の検討を含んだ
		環境社会配慮調査を相手国と共同で行います。また、
		調査の過程では、情報公開やステークホルダー協議へ
		の支援を行い、その結果を反映させます。
	理性影響部に書いてのはは	
2 2	環境影響評価書やその他情	協力事業の初期段階において、情報公開が確実に行
	報の公開を拒む国もあるの	われることを相手国政府と協議し合意することとして
	ではないですか?	います。情報公開について相手国政府に制度や経験が
		ない場合は、協力事業を通じて必要な支援を行います。
		しかし、情報の公開について相手国政府の同意が得ら
		れない場合は、カテゴリAとBについては支援が困難
		と判断します。
	対象となっているスキーム	本ガイドラインは、JICA が行う開発調査事業、無償
	(開発調査、無償資金協力	資金協力事業のための事前の調査、技術協力事業を対
2 3		
	事前の調査、技術協力事業)	象としますが、それらのスキーム以外で環境社会配慮
1	以外には、新ガイドライン	が必要な場合は、その目的に応じて必要な範囲におい

	は適用されないのですか	て本ガイドラインの関連部分を尊重します。
	100,22711 2 4 0 10 0 0 0 7 10	で作の「「プープの以及師ので中里のの)。
	JICA でもプログラム・アプ	プログラム・アプローチを導入した場合でも各スキ
2 4	ローチを導入するそうです	一ムは存続しますので、ガイドラインにしたがって環
	が、環境社会配慮の確認は	境社会配慮の手続きを行います。
	どのように行うのでしょう	
	か。	
	緊急を要する場合は、どの	自然災害の復旧や紛争後の復旧支援などで、緊急性
	ように対応するのですか?	が高く環境社会配慮の手続きを実施する時間がないこ
2 5		とが明らかな場合は、緊急の理由と具体的な手続きを
20		早期の段階において環境社会配慮審査会に諮問しま
		す。また、環境社会配慮審査会の検討結果を情報公開
		します。
	新ガイドラインを今後どの	JICA 職員、JICA 専門家、コンサルタントや関係機
	ように普及していく方針で	関を対象に、本ガイドラインを説明する機会を設けま
	すか?	す。英語以外の言語への翻訳も行います。また、OECD 等
2 6		の国際会議や途上国、各援助機関との協議の場等で本
		ガイドラインを説明、情報発信を行います。特に途上
		国側へは、個別の案件の協議の場や研修の機会等を利
		用し説明を行います。
	新ガイドラインに基づく情	新ガイドラインに基づく情報公開は、情報公開法に
	報公開と『独立行政法人等	基づく情報公開とは異なる手続きです。情報公開法に
	の保有する情報の公開に関	基づく情報公開は、JICA の保有する文書について、開
	する法律』(以下「情報公開	示請求に基づき、情報公開法に定められた手続きに従
2 7	法」という。) に基づく情報	って、開示すべきか否かを判断するものです。
/	公開との関係はどうなって	これに対し、本ガイドラインに基づく情報公開は、
	いるのでしょうか?	情報公開法の手続きを経ずに JICA が自主的に、重要な
		情報等を提供し業務の透明性を高めるとともに、ステ
		一クホルダーからの意見を事業に反映させるもので
		す。
	スコーピングや環境社会配	相手国の環境影響評価制度、他ドナーの調査の事例
28	慮の概要検討時の情報公開	を参考に、ステークホルダーの意味ある参加を確保す
20	の期間を規定する必要はな	る上で必要な期間を個別の協力事業ごとに定める予定
	いのですか?	です。
	影響を受ける地域住民はウ	環境社会配慮に関する文書は、ウェブサイトでの公
	ェブサイトにはアクセスで	開のみならず、地域の公共施設等でいつでも閲覧可能
2 9	きない場合が殆どであり、	となるよう相手国政府に働きかけます。また、現地 NGO
- 0	このような人々はどのよう	と相談し、影響を受ける人々への情報を知らせる方法
	に協力事業の情報を入手で	を検討します。
	きるのですか?	
3 0	協力事業により影響を受け	現地で直接影響を受ける人たち、その中でも特に脆
	る現地の住民の意見の反映	弱なグループに含まれる人たちの意見を反映すること
	をどのようにするのです	が重要と考えます。そのため、相手国政府及び JICA が
	か?	行う情報公開は、相手国の公用語もしくは広く使われ
		ている言語と地域の人々が理解できる様式で行いま
		す。また、ステークホルダー協議にあたっては、時間
		的余裕を持って事前に周知し、必要な情報を公開する
		ほか、必要に応じて協議を複数回開催し、脆弱なグル

	T	
		一プに含まれる方々が意見を表明しやすいよう工夫す
		ることも重要と考えます。
	 ステークホルダーとの協議	主催者は相手国政府または相手国政府実施機関とな
2.1	なり一クホルターとの協議 は、誰が主催するのです	
3 1	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ります。JICA は、必要に応じて技術的事項について説
	か?	明を行います。
	ステークホルダーとの協議	ステークホルダー協議を行った際は協議議事録を作
3 2	が適切に行われたかをどの	成します。また、調査の主要な段階で外部の専門家か
	ように確認するのですが?	らなる環境社会配慮審査会へ諮問し、ステークホルダ
		ーとの協議の結果を検討します。
	「スコーピング時、環境社	ステークホルダー協議を意味あるものとするために
	会配慮の概要検討時及び協	は、理解や合意形成を得る必要があります。そのため
	力事業の最終報告書案が作	には、形式的に1回の協議を行って終了するのではな
3 3	成された段階において一連	く、ステークホルダーとの個別協議や全体協議が必要
	の協議を行う」との記載が	になると考え、「一連の」という表現にしました。
	ありますが、「一連の」とは、	になると特定で、建め」という扱列にしました。
	どのような意味ですか?	
	, , , , ,	
	調査検討すべき環境社会影響の原見なせばる調査する	検討する環境社会影響の項目については、本ガイド
	響の項目をすべて調査する	ラインにおいては、幅広くあげられているものの、す
3 4	必要があるのか?	べての協力事業に対してすべての項目を調査するので
		はなく、スコーピングによって、重要な及び重要と思
		われる項目に絞込みます。
	環境社会配慮審査会の役割	環境社会配慮審査会は、カテゴリ A 案件とカテゴリ
	を教えてください。	B 案件について要請段階から協力事業の終了まで関与
3 5		し、JICA からの諮問に対応して支援の是非について答
		申するほか、個々の協力事業における環境社会配慮の
		面での助言を行います。
	カテゴリ分類に明確な基	JICA の協力対象国は多く地域の状況が多様であり、
	準、もしくは、例示などを	閾値を設定することは困難と考えています。カテゴリ
	設ける必要は無いのです	分類を行うにあたっては、第一義には相手国の環境影
3 6	か?	響評価に関する法令やガイドラインを参考にするとと
	~ .	もに、他ドナーの類似事例や日本の環境影響評価法等
		を参考にします。
	│ │協力事業の実施地における	JICA は、日本、国際機関、地域機関、他のドナー国
	協力争業の実施地における 政府(国政府及び地方政府	おびがは、日本、国际機関、地域機関、他のドノ一国 などが定めている国際基準・条約・宣言などの基準や
3 7	を含む)が定めている環境	グッドプラクティスを参照します。
	社会配慮に関する法令、基準に持ちる	
	準に加えて国際的基準を参	
	照するのですか?	
	各国際条約で将来の保護対	世界自然保護基金(WWF)、国際自然保護連合(IUCN)、
	象となりそうな場所につい	Conservation International , Birdlife
38	ては、国際自然環境保護	International、Wetlands International などのNGO が
	NGO 等が作成している、シ	シャドーリストを作成している場合があると考えます
	ャドーリスト(次点の候補	が、情報の収集に努めるとともに環境社会配慮の参考
	地をリスト化したもの)が	にします。
	ありますが、参照するので	
	すか?	
	女性や子ども等の人権につ	────────────────────────────────────
3 9	いてどのように対処するこ	リーレポート等の関連する情報を収集するとともに、
		ノ レー・ T サンスたり VIHTMとA木り VCC VIC、

	とを考えているのですか?	情報公開を通じて外部の意見や情報の収集に努めます。
4 0	「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものはどのような場合ですか?	環境社会配慮が確保できないと判断する場合として、以下のような場が考えられます。 ①開発ニーズの把握が不適切であることが判明した場合。 ②事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合。 ③深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合。 ④事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合 ⑤情報公開やステークホルダー協議、環境社会配慮調査の実施など環境社会配慮の適切な実施が期待できない場合
4 1	案件検討段階で、カテゴリ 分類がなされた後、カテゴ リを変更することはありう るのでしょうか?	要請確認段階でカテゴリ分類を行いますが、その後協力事業の進捗にしたがって必要に応じてカテゴリ分類を見直します。
4 2	連携 D/D では、JICA はエ ンジ ニアリング分野の実施設計 調査を行うとありますが、 環境社会配慮は行わないの ですか?	連携 D/D は、JBIC ガイドラインに基づき、環境審査プロセスを経た案件であって、円借款を供与することが適切であると JBIC が判断したものを対象にします。 JICA は、環境社会配慮の JBIC の審査内容を現地で確認しますが、環境社会配慮上問題が生じた場合は、JBIC に情報を提供し対応を求めます。
4 3	環境社会配慮の範囲は幅広 いですが、1名の調査団員 が担当するのですか?	調査団員と現地のコンサルタントが一緒に業務を行うことを想定していますが、必要に応じて合理的な範囲で団員数や作業量(人月)を決定します。

以上